

働き方改革の新しい法律が公布されました。

働き方改革関連法案（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）が平成30年7月6日に公布されました。

【長時間労働の是正】、【多様で柔軟な働き方の実現】、【雇用形態に関わらない公正な待遇の確保】の3つが柱となっています。

【長時間労働の是正】

- ・時間外労働の上限規制（平成31年4月1日施行）

時間外労働の上限を月45時間、年360時間を原則とし、特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間を限度に設定されました。これまで特別な事情がある場合に限り年間6ヶ月までは残業時間の上限はありませんでしたが、今後は上限を超えた場合には事業主に罰則の規定があります。

- ・年次有給休暇の年5日取得義務（平成31年4月1日施行）

年次有給休暇の取得率向上のため、事業主は年10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日時季を指定して与えることになりました。



- ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の引き上げ（平成35年4月1日施行）

36協定を締結した際の時間外労働は25%以上、休日労働は35%以上の割増賃金率が設定されていますが、改正により60時間を超えた時間外労働の割増賃金率が50%に引き上げられます。

【^{きぶろく}36協定とは？】

正式には「時間外・休日労働に関する協定届」といいます。労働基準法第36条が根拠になっていることから、「36協定」と呼ばれています。

労働基準法第36条は「労働者は**法定労働時間（1日8時間1週40時間）**を超えて労働させる場合や、**休日労働**をさせる場合には、あらかじめ労働組合と使用者で書面による協定を締結しなければならない」と定められています。

「36協定」は会社の規模に関わらず、たった1人でも残業させる可能性がある場合や、法定休日に出勤させる可能性があるれば、必ず労働基準監督署に提出する必要があるため、提出しないで残業や休日出勤をさせた場合労働基準法違反となり、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金の罰則があります。

時間外労働の上限規制は来年4月から施行されます。

この機会に自社の勤怠状況の確認と提出書類の整備をしましょう。

【多様で柔軟な働き方の実現】

- ・フレックスタイム制の見直し

始業時間と終業時間を労働者の裁量によって決定できるフレックスタイム制について、清算期間の上限を1ヶ月から3ヶ月に延長されました。

【雇用形態に関わらない公正な待遇の確保】

主に正規社員と非正規社員の間において不合理な待遇を禁止し、個々の待遇ごとに判断することが求められます。非正規労働者に対し、正規社員との待遇差の内容・理由の説明が義務化されます。

算定基礎届により 10 月支給の給料から保険料が変わります。

社会保険の定時決定の時期が来ました。毎年 4、5、6 月の 3 か月間に支給した賃金をもとに各被保険者の「標準報酬月額」が決定されます。年金機構から「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」が届きましたら、各被保険者の標準報酬月額と該当する保険料をご確認ください。9 月分の保険料より変更となりますが、通常は前月分の保険料を当月に支給する給料から控除していますので、10 月支給の給料から新しい保険料に変更となります。なお、40 歳～64 歳の方は健康保険料に加え介護保険料がかかりますのでご注意ください。

【年齢に応じて社会保険料・雇用保険料が変わります。】

40 歳 介護保険料の控除開始（～64 歳まで）

65 歳 雇用保険料の控除終了（64 歳に達した直後の 4 月 1 日より。平成 31 年度まで。）

70 歳 厚生年金保険料の控除終了（70 歳で厚生年金保険の資格を喪失。）

75 歳 健康保険料の控除終了（75 歳で健康保険の資格を喪失し後期高齢者医療制度に加入。）

介護保険は 64 歳、厚生年金は 70 歳、健康保険は 75 歳の誕生日の前日が属する月から保険料がかかりません。

猛暑の夏 私たちの暮らしは...

猛暑の夏、まず早い梅雨明けでした。

私たちは襲う暑さに熱中症対策。気温が 35 度以上に上昇したのではたまりません。こまめに水分を摂ることが命綱。冷房をじゃんじゃんつけても電力不足の声は聞こえずありがたいことでした。世界的な猛暑や干ばつで農作物の作柄が悪化している、小麦は主産地の欧州やオーストラリアで高温が続き 6 年ぶりの減産になりそうと云う。米国やブラジルも気温上昇や降水不足でオレンジなどに被害が出ている。秋から冬にかけ、輸入価格の上昇はその転嫁値上げや、品質の低下した食品の流れは私たちの暮らしを直撃し負担が増えることは目に見えています。

米務省が公表した需給報告によると小麦の生産見通しは 7 億 2 9 0 0 万トン。前年度を 4 % 下回る見込みです。一方欧州連合でもドイツ、ポーランドなどで前年比 1 割減。加えてたんぱく質が減るなど品質の低下が著しい。豪州では雨不足で前年度の 6 % 減という報告。米国北部でも乾燥が続き大幅減産、ロシアも前年の豊作から一転し、大幅減産と世界各国の状況です。

そしてここ日本では葉物野菜を中心に猛暑の影響はすでに出ている。キャベツは 8 月上旬時点で卸値が 9 割増と高騰、又病気が出たり生育が止まったりで農家を悩ませています。

またこの異常気象により豪州産牛肉は干ばつで肉用牛のエサとなる干し草が半年で 2.6 倍に値上がりし、農家はエサ代を抑えようと早めに牛を出荷し、牛の出回りが増え、前年に比べ 1 割程の値下がり、需要と供給のバランスが肉価に及ぶ。このように猛暑、酷暑の悪影響は私たちの食卓を直撃する。家族の健康をどう守りぬくかにかかる大切な秋の到来は必然です。でもひとつ私たち主婦のやりくり上手の腕を、技を、術をみがき明るい未来を築いて行かなくてはと、ふと思いました。

そんな中でもワイン好きにはたまらない朗報も届いています。

欧州の猛暑で農作物への被害が報じられる中、ドイツ、フランスなどのワイン向けブドウが豊作の見通し。夏の強い日差しが収穫量を増やし、おいしいワインの原材料となります。昨年は冷夏で不作だっただけに今年のワインは愛好家の関心のマトだそうです。従来より早く収穫時期が到来、暑さは高い糖度を生み品質の良さにつながります。「完璧な気象条件で 14 年以來の当たり年」と云われるゆえんです。

悪いことばかりでなく、どこかに朗報も転がっている。 さあ、いいことを見つけよう。

